



(主税局ホームページ)



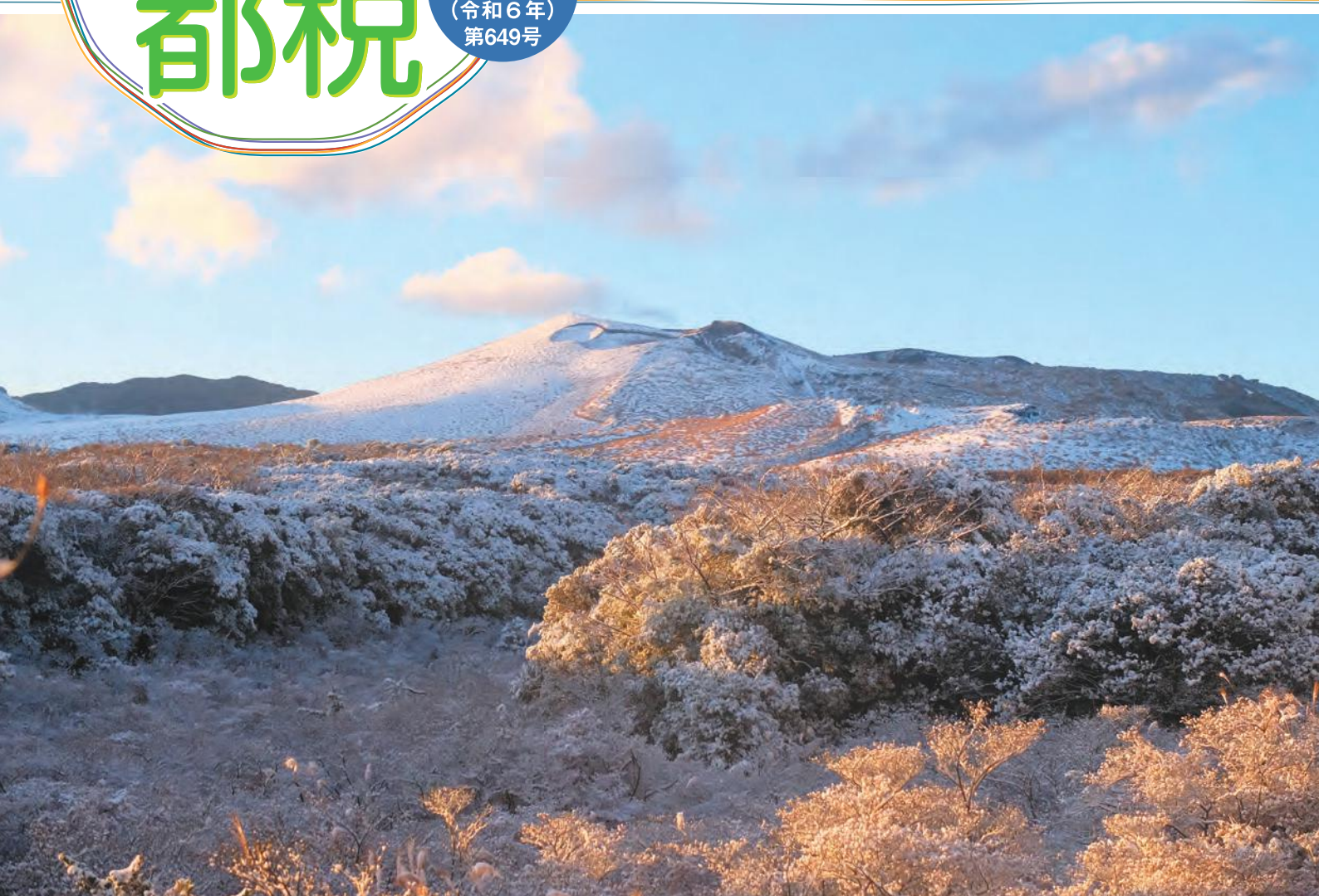
お問合せにAIが
お答えします
東京都主税局HPから
バナーをクリック!

あなた と 都税

1月号
2024
(令和6年)
第649号



今月の特集は
償却資産にかかる
固定資産税ってなんだろう?



1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内) 1月31日(水)までにご申告ください

期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いいたします。
お問合せ先: 資産が所在する区にある都税事務所

三原山

伊豆大島の中央に位置する三原山(標高758メートル)は山頂のカルデラ内に鎮座する中央火口丘です。1777年に始まった安永噴火で誕生し、頂部に直径300~350メートル、深さ200メートル以上の切り立った壱状の火口が口を開けています。

(提供: 東京都大島支庁インスタグラム @oshimabranchoffice)



明けましておめでとうございます 東京都主税局長 児玉 英一郎



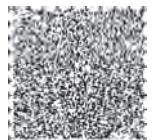
東京都では、都民の皆様の安全・安心な暮らしを守り、また、一人ひとりが輝く明るい「未来の東京」を実現するために、防災や福祉等、様々な取組を進めております。こうした取組は、皆様に納めていただいている都税により支えられています。

本年も主税局では、キャッシュレス納税等、税務手続のデジタル化によるサービス向上に努めるとともに、税の仕組みや使い道などを分かりやすくお伝えしてまいります。

引き続き、適正な申告や納期内納税へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとりまして幸多き一年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

令和6年 元旦



音声コード

教えて!

ノンちゃん

特集 償却資産にかかる 固定資産税ってなんだろう？



【主税局ホームページ】
固定資産税(償却資産)

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です。
償却資産についてよくある質問にノンちゃんが答えます!

Q 1

償却資産にも固定資産税がかかるの？

ノンちゃん



1月は償却資産の申告月だね。
会社や個人で事業を行っている人が、事業のために用いる機械などにも固定資産税がかかるって知ってる？

タクちゃん



知ってるよ！
土地や家屋だけでなく、会社や個人で事業をしている人が事業のためにパソコンやコピー機などを持っている、その資産に対して固定資産税がかかるんだよね。

ノンちゃん



そのとおり。
償却資産は、土地や家屋以外の「事業用資産」で「減価償却」されるべき有形資産のことをいうよ。
看板やルームエアコン、テーブルも償却資産になるよ。

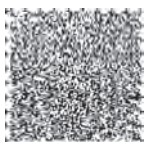
申告対象となる主な償却資産の例

業種	資産の名称
共通	コピー機、ルームエアコン、応接セット、LAN設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器等
不動産貸付業	発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、駐車場等の舗装等
小売業	陳列棚、陳列ケース等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等)等
娯楽業	パチンコ器、ゲーム機、両替機、ポウリング場用設備等

※これらは、償却資産の対象となる主な資産の例示です。
詳細は主税局ホームページをご確認ください。



(償却資産の具体例)



音声コード

Q 2

どうやって申告すればいいの？

タクちゃん



償却資産の所有者は、どうやって申告すればいいのかな？

1月1日時点で23区内に償却資産を所有している人は、1月31日(水)までに資産が所在する区にある都税事務所に申告書を提出してね。
申告書の様式は、都税事務所の窓口で配布しているほか、主税局ホームページからもダウンロードできるよ。eLTAXを利用して電子申告することも可能だよ。
詳しくは申告の手引きを見てみてね。

ノンちゃん



令和6年度 主税局 償却資産 検索

eLTAXをぜひご利用ください!

固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行います。

1月は休日でもお使いいただける日があります。
ぜひ電子申告をご利用ください!

利用方法等がご不明な場合

eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

HP <https://eltax.custhelp.com/>

こちらから▶



申告内容についてのお問合せ先(23区内)

資産の所在する区にある都税事務所の償却資産班

Q 3

どのように課税されるの？

タクちゃん



償却資産の申告をしたあとは、どのように課税されるの？

まず、申告された資産1品ごとに取得年月や取得価額、耐用年数に基づいて、1月1日現在の評価額を算出するよ。

ノンちゃん



そして、その1品ごとの評価額を資産が所在する区ごとに合算した課税標準額に税率1.4%をかけて税額を算出するよ。

申告から納税までの流れは、次のページでも紹介するよ。



償却資産の納税までの流れ(23区の場合)

STEP1 申告 1月1日現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告していただきます。

<例：東京都 償却資産申告書様式>

【償却資産申告書(償却資産課税台帳)】

【種類別明細書(増加資産・全資産用)】

STEP2 課税 申告を基に償却資産の価格等が決定され、決定された内容は課税台帳に登録されます。価格等の算出の結果、区ごとの課税標準額が150万円以上の場合には課税の対象となるため、6月上旬に納税通知書が送付されます。

☆**税額 = 課税標準額 × 税率(1.4%)**

STEP3 納税 納期は通常4回に分かれ、年間を通して納めていただきます。

中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について



東京都(23区内)では、各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備について、一定の要件を満たす場合、固定資産税(償却資産)を軽減する特例措置を講じています。

対象となる場合は、「固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書」と必要書類を償却資産の申告と併せてご提出ください。適用要件などの詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

詳細は
こちらから▼



よくある質問 Q & A

Q テナント等として事業所を借りている場合、どのような資産の申告が必要？

A テナント等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として申告が必要になります。

Q 減価償却の済んだ古い資産って申告する必要ある？

A 耐用年数を経過した古い資産で、減価償却済みであっても、事業の用に供することができる場合は申告の対象です。

Q 資産の申告が漏れていた！どうしたらいい？

A 申告漏れがあった場合は、資産の所在する区にある都税事務所にご連絡ください。

Q 申告したのに、納税通知書が来ないのはどうして？

A 課税標準額が150万円(免税点)未満の場合には課税されないため納税通知書は届きません。

Q 納税通知書及び償却資産申告書の送付先を変更したいときはどうすればいい？

A 転居等により、納税通知書送付先及び償却資産申告書送付先を変更する場合は手続きが必要です。

<手順方法1>

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届*」を資産が所在する区にある都税事務所へ提出

<手順方法2>

申告の際に新住所を記入した償却資産申告書を資産が所在する区にある都税事務所へ提出

*様式は主税局ホームページからダウンロードすることができます。

Q 都税事務所から調査のお知らせが！申告が間違っていたの？

A 東京都主税局及び都税事務所では、償却資産の所有状況及び申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問合せや資料提供の依頼、実地調査を行っています。調査の際はご協力をお願いいたします。

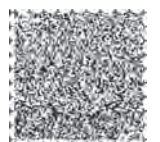
そのほかのよくある質問は、主税局ホームページにてご確認ください。

主税局 償却資産 Q & A 検索

東京ゼロエミ住宅に関するお知らせ



都税の軽減制度(HTT関連)はこちら▼



音声コード

暮らしに街に ～ここにも都税がきている～

東京都では、気候変動などの社会的課題への対応、開放的で緑豊かな空間へのニーズの高まりを踏まえ、緑の価値を高め、未来に継承していくため、新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を推進しています。

100年先を見据え、都民の皆様をはじめ、様々な主体と連携して緑に関する取組を強化し、東京を「自然と調和した持続可能な都市」へと進化させます。

【東京都の取組例】

■公園の整備

都立公園の新規拡張整備や区市町村立公園の整備を支援しています。

■街路樹の適切な維持管理

街路樹の維持管理のため、高木の剪定、低木の刈込み、病害虫の防除、街路樹診断等を行っています。

■グリーンインフラの導入

自然環境が有する機能を、豪雨災害など社会課題の解決に活用するため、グリーンインフラ(※)の導入を進めていきます。

(※) 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組



詳しくはこちらから、
ホームページをご覧ください。

軽減制度

申告期限は1月31日(水) 土地・家屋に関する都税の軽減

詳細は主税局HPをご確認ください。

○住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例(23区内)

1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)については、課税標準額の特例が適用されます。

■ 土地が所在する区にある
都税事務所の土地班

○認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額

一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合に適用されます。

申告には、「東京共同電子申請・届出サービス」もご利用いただけます。

■ 23区内：住宅が所在する区にある
都税事務所

(23区外：住宅が所在する市町村)

○認定長期優良住宅に対する不動産取得税の特例

令和6年3月31日までに、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に適用されます。

■ 住宅が所在する区市町村を管轄する都税事務所・支庁

公売情報

期間入札による公売(不動産等)を実施します

- 入札期間 2月1日(木)～2月8日(木)
- 開札期日 2月13日(火)

インターネット公売(動産等)を実施します

- 参加申込期間 1月11日(木)13時～1月30日(火)23時
 - セリ売り期間(動産・自動車) 2月6日(火)13時～2月8日(木)23時
- 公売は中止になることがありますので、最新情報及び詳細は主税局HPをご確認ください。

■ 徴収部機動整理課公売班
☎03-5388-3027

お知らせ

来庁せずに、スマートフォンで都税に関する証明等を申請することができます！

証明等をスマートフォンで申請できるスマート申請の受付を行っておりますので、ぜひご利用ください。

対象者や取得方法等の詳細は、主税局HPをご確認ください。

■ 総務部総務課企画班
☎03-5388-2923

ご案内

点字で課税の内容をお知らせします

対象となる税金は、固定資産税・都市計画税(23区内)、個人事業税、自動車税種別割です。

お知らせする内容は、税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先です。

令和6年度分からご希望の方は、2月29日(木)までに、主税局相談広報班までご連絡ください。

なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

■ 総務部総務課相談広報班
☎03-5388-2925

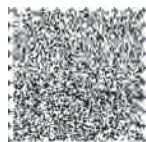
確定申告は、マイナンバーカードを利用したスマホによるe-Taxが便利です！

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、スマホ・パソコンで簡単に申告書が作成できます。

令和5年分の確定申告からは、e-Tax(電子申告)で提出された給与所得の源泉徴収票の情報もマイナンバー連携で取得して自動入力できるようになるなど、マイナンバーカードを利用した申告手続がさらに簡単になります。

各署の申告書作成会場は混雑が予想されるため、ご自宅でスマホ・パソコンによるe-Tax(電子申告)をぜひご利用ください。

■ 最寄りの税務署



HTT
聴力を
へらす
つくま
ためる
TokyoTokyo

東京HTT

検索



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2925
印刷番号(4) 69 令和6年1月1日発行

電力をHTT<④>減らす①創る①蓄める>する
取組を進めましょう！ご協力をお願いします。

音声コード↑ このマークは、目が不自由な方などのための「音声コード」です。専用の読上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。ページの端には、触覚により「音声コード」の位置を把握できるよう、半円の切欠きを入れてあります。